

倶楽部LBM会員規約

(名称)

第1条 本会の名称は「倶楽部LBM」とします。

(会員の資格)

第2条 会員とは、本会規約（以下、「本規約」とする）を承諾して、入会の申込みをし、琵琶湖博物館（以下「当館」とする）が入会を承諾した個人（以下「会員」とする）とします。

(会費)

第3条 会員の種類は次のとおりとし、会員には会員証を発行します。

- (1) 一般会員 年間 1,500 円
- (2) 高校生・大学生会員 年間 800 円（購入時に学生証を提示してください）

2. 料金の払戻し、本人以外への名義変更会員証の譲与、貸与はできません。

(有効期間)

第4条 会員の有効期間は入会日より1年とします。

(会員特典の内容)

第5条 会員は次の特典を受けることができます。なお、特典は会員本人のみ有効です。

- (1) 有効期間内において当館常設展示および企画展示を何度でも観覧できます。

なお、会員証を忘れた方は通常の観覧料金が必要となります。

- (2) 館内レストラン「にほのうみ」の料金が10%引きとなります。
- (3) 入会時に常設展示招待券1枚をプレゼントします。

※(2)については、一部商品を除きます。

2. 上記特典については、当館の都合により変更・追加することがあります。

(会員証の紛失・盗難・破損など)

第6条 会員証の再発行は行いません。

(会員情報について)

第7条 会員が所定の申込書に記載した会員の氏名、住所など（以下、会員情報）は厳正な管理の下に保管し、当館の管理業務においてのみ利用し、会員の同意なく無断で当館管理業務に関係のない第三者に提供または共有することはありません。

2. 会員情報のうち、申込書記載の事項に変更があった場合は、すみやかに連絡してください。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が以下の項目のいずれかに該当するときは会員の資格を喪失します。

- (1) 本会規約に違反し、会員として不適格であると当館が判断したとき。
- (2) 本規約に同意しないとき。

(問い合わせ窓口)

第9条 本規約および会員情報に関するお問い合わせは下記の問い合わせ窓口へご連絡ください。

(本規約の変更等)

第10条 本規約は随時変更する場合があります。会員は、入会時に関わらず、最新の規約に同意するものとします。

《問い合わせ窓口》 〒525-0001 滋賀県草津市下物町 1091

滋賀県立琵琶湖博物館 TEL：077-568-4811 FAX：077-568-4850